秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権侵害調査部会要項

（目的）

第１条　この要項は,秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権委員会要項第 10 条第２項の規定に基づき,秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権侵害調査部会（以下「部会」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　部会は，附属学校園における次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) いじめ等の園児・児童・生徒（以下「子ども」という。）間で生じる人権侵害事案の調査に関すること。

(2) 体罰等の子どもに対する人権侵害事案の調査に関すること。

(3) 子どもの人権侵害への対処及び人権侵害の防止のための取組の提言に関すること。

(4) その他子どもの人権侵害に関すること。

（組織）

第３条　部会は，次の各号に掲げる委員をもって組織し，学部長が委嘱する。

(1) 学部長が指名する副学部長　１名

(2) 臨床心理学担当教員　１名

(3) 教育学・教育心理学担当教員　１名

(4) 法律学担当教員　１名

(5) その他部会長が必要と認めた者

（任期）

第４条　前条第２号から第５号までの委員の任期は，１年とする。ただし，再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第５条　部会に，部会長及び副部会長を置く。

２　部会長は，第３条第１号の委員をもって充てる。

３　副部会長は，第３条第２号，第３号又は第４号の委員をもって充てる。

４　部会長は，部会を主宰する。

５　部会長に事故があるときは，副部会長がその職務を代行する。

（議事）

第６条　部会は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

２　部会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数の場合は，部会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　部会長が必要と認めたときは，委員以外の者を出席させ，その意見を聴くことができる。

（プライバシーの配慮等）

第８条　問題を処理するにあたっては，当事者及びその他の関係者等の人権及びプライバシーに十分に配慮するとともに，個人情報を適切に保護・管理しなければならない。

（庶務）

第９条　部会の庶務は，附属学校園事務室において処理する。

（補則）

第 10 条　この要項に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会が別に定める。

附　則

この要項は，平成 26 年４月１日から実施する。